

約款・規定集一部改定

ちばぎん証券株式会社
(下線部分変更)

当社の個人情報保護宣言

新	旧
2005年4月1日制定 2025年10月31日改定 ちばぎん証券株式会社 千葉県千葉市中央区中央2-5-1 取締役社長 越智啓太	2005年4月1日制定 2023年10月2日改定 ちばぎん証券株式会社 千葉県千葉市中央区中央2-5-1 取締役社長 稲村幸仁
1. ~7. (現行どおり)	
8. (個人データの共同利用)	
当社は下記のとおり、個人情報保護法に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、別途法令等により共同利用が禁止又は制限されている場合は、その法令等に従います。	
① (現行どおり) ② 共同利用者の範囲 千葉銀行及び千葉銀行グループ会社 最新のグループ会社一覧は、以下のウェブページに記載しています。 https://www.chibabank.co.jp/company/services/aboutus/group	① (省略) ② 共同利用者の範囲 千葉銀行及び千葉銀行グループ会社 最新のグループ会社一覧は、以下のウェブページに記載されています。 https://www.chibabank.co.jp/company/info/group/
③~④ (現行どおり)	③~④ (省略)
9.~11. (現行どおり)	9.~11. (省略)

第15章 オンライントレード利用約款

新	旧
第2条 (本サービスの内容)	第2条 (本サービスの内容)
(1) お客様は本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、本サービスを利用して当社が別途定める有価証券等の取引注文(以下「取引注文」といいます。)、お客様の口座に係る金銭の入出金手続き、残高照会、お客様情報の変更等のサービスを行うことができます。	(1) お客様は本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、本サービスを利用して当社が別途定める有価証券等の取引注文(以下「取引注文」といいます。)を行うことができます。
(2)~(4) (現行どおり)	(2)~(4) (省略)
(5) パスキーによる認証 本サービスでは、お客様がご利用のスマートフォン、パソコン等の端末に登録された生体情報(指紋、顔等)、PINコード等を使用し、お客様ご自身の意思による本人確認を行う「パスキー認証」に対応しております。	(5) パスキーによる認証 本サービスでは、お客様がご利用のスマートフォン、パソコン等の端末に登録された生体情報(指紋、顔等)、PINコード等を使用し、お客様ご自身の意思による本人確認を行う「パスキー認証」に対応しております。
(6) ソフトウェアの取扱い ① 当社はお客様に対し、本サービスの利用のためのソフトウェアを	(6) ソフトウェアの取扱い ① 当社はお客様に対し、本サービスの利用のためのソフトウェアを
	(新設)

新	旧
配布することがあります。	
② 本サービスに係るソフトウェア(プログラムおよびデータの全部又は一部を含みます。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利はその権利者に属し、第三者に譲渡、質入れもしくは貸与し又は複製もしくは加工することはできません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。	
③ 前項に反する状況があると当社が判断した場合には本サービスの提供を中止します。	
(7) フィッシング詐欺による不正アクセスその他の不正行為によりお客様や当社に被害が発生することを未然に防止するため、①に定める対象情報を、当社が外部委託先である検知事業者に提供し、②に定める利用方法、利用目的の範囲で利用することに、お客様は同意するものとします。	(新設)
① 対象情報 ・本サービスへのアクセスに利用したインターネット回線および端末に関する情報 ・お客様の氏名、生年月日、メールアドレス、住所、電話番号等の情報 ・お客様が本サービスにて行った取引、入出金その他の操作履歴情報	
② 利用方法、利用目的 外部委託先である事業者はお客様を直接特定できない形式にお客様の個人情報を置き換えたうえで一定期間国内外にあるサーバーに保管し、当社を含む同社と提携する組織における不正アクセス、その他不正行為の検知に使用します。	
第3条 (本サービスの利用)	第3条 (本サービスの利用)
(1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載又は電子的方法でお申込みになり、かつ当社がそれを承認した場合に限り、本約款に基づいて本サービスを利用できます。また、同時に取引残高報告書等電子交付サービスをお申込するものとします。	(1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえお申込みになり、かつ当社がそれを承認した場合に限り、本約款に基づいて本サービスを利用できます。また、同時に取引残高報告書等電子交付サービスをお申込するものとします。
(2) パスワードの通知 ① 当社は「ログインパスワード」「取引パスワード」(以下両パスワードを総じて「パスワード」といいます。)を「オンライントレードお手続完了のお知らせ」(以下「お知ら	(2) パスワードの通知 ① 当社は「ログインパスワード」「取引パスワード」(以下両パスワードを総じて「パスワード」といいます。)を「オンライントレードお手続完了のお知らせ」(以下「お知ら

新	旧
せ」といいます。)等に記載し、お客様の届出住所宛に郵送することにより通知します。	せ」といいます。)等に記載し、お客様の届出住所宛に郵送することにより通知します。
なお、お申込と同時にお客様ご自身でパスワードの登録を頂いた場合には、郵送を省略します。	なお、お申込と同時にお客様ご自身でパスワードの登録を頂いた場合には、郵送を省略します。
② 万が一、郵送により通知したお知らせを紛失した場合や、パスワードを失念又は漏洩した場合は、お客様は速やかに当社へ届出るものとします。この届出があった場合には、当社は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当社への届出の前に生じた損害について、当社は責任を負いません。	② 万が一、お知らせを紛失した場合や、パスワードを失念又は漏洩した場合は、お客様は速やかに当社へ届出るものとします。この届出があった場合には、当社は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当社への届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
③~④ (省略)	③~④ (省略)
(3) (省略)	(3) (省略)
第4条 (本人確認)	第4条 (本人確認)
(1) 当社は、本サービスをご利用いただく際、お客様の端末から送信された部店コード、口座番号およびログインパスワードとあらかじめ当社に登録されている情報の一致を確認又はパスキーによる認証をすることで、本人確認を行います。また、上記の認証方法に加えて、ワンタイムパスワードやメールアドレスにお送りする認証コード等による追加認証をお客様に求める場合があります。	(1) 当社は、本サービス利用の都度、端末から送信された部店コード、口座番号およびログインパスワードとあらかじめ当社に登録された部店コード、口座番号およびログインパスワードの一一致を確認することにより本人確認を行います。また、一部のサービスについては、ログインパスワードの確認とあわせて、端末から送信された取引パスワードと当社に登録されている取引パスワードの一一致を確認又はパスキーによる認証により本人確認を行います。
(2) 上記(1)の本人確認を適正に行なった場合において、部店コード、口座番号およびパスワード又はパスキーの不正使用その他の事由により、お客様に生じた損害について、当社は責任を負いません。したがって、部店コード、口座番号およびパスワードは他人に知られないよう、またパスキーが第三者に不正に使用されないよう、お客様自身の責任において厳重に管理してください。当社職員がこれら的内容を尋ねることはできません。	(2) 上記(1)の本人確認を適正に実施したうえは、部店コード、口座番号およびパスワードにつき不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。したがって、部店コード、口座番号およびパスワードは他人に知られないようお客様自身の責任において厳重に管理してください。当社職員がこれら的内容を尋ねることはできません。
(3) (省略)	(3) (省略)
第7条 (数量等の範囲)	第7条 (数量等の範囲)
(1)~(3) (現行どおり)	(1)~(3) (現行どおり)
(4) 本サービスにおいて、金銭の引出請求の金額上限およびお客様登録の銀行口座からの振替申込の金額上	(4) 本サービスにおいて、金銭の引出請求の金額上限およびお客様登録の銀行口座からの振替申込の金額上

新	旧
限は、当社が定める金額の範囲内とします。	
第15条（情報利用の制限）	第15条（情報利用の制限）
(1) お客様は本サービスを通じて取得した情報を、証券投資の資料としてのみ利用するものとし、次のことを行わないものとします。 ①～②（現行どおり） ③ 本サービスを通じて取得した情報を第三者に漏洩し又は他の者と共に利用すること。また、お客様の部店コード、口座番号、パスワードおよびパスキー等を第三者に譲渡し又は第三者の利用に供すること（当社がパスワード等を発行することに限る。） ④ （現行どおり） (2) （現行どおり）	(1) お客様は本サービスを通じて取得した情報を、お客様の行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを行わないものとします。 ①～②（省略） ③ 本サービスを通じて取得した情報を第三者に漏洩し又は他の者と共に利用すること。また、お客様のユーザーIDおよびパスワード等を第三者に譲渡し又は第三者の利用に供すること（当社がパスワード等を発行するものに限る。） ④ （省略） (2) （省略）
第18条（免責条項）	第18条（免責条項）
当社および証券情報サービスの発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。 ①～②（現行どおり） ③ 本サービスの利用に際し、お客様ご自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワードと当社に登録されている情報の一一致を当社が確認又は、お客様ご自身で実施したか否かにかかわらずパスキー認証により行われた取引による損害。 ④～⑤（現行どおり） ⑥ その事由の如何を問わず、お客様のパスワード、取引情報等が漏洩し、盗用されたことによる損害又は、お客様の口座における第三者によるパスキーの登録や使用により生じた損害。 ⑦～⑩（現行どおり）	当社および証券情報サービスの発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。 ①～②（省略） ③ 本サービスの利用の受付に際し、お客様ご自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワードとあらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引による損害。 ④～⑤（省略） ⑥ その事由の如何を問わず、お客様のパスワード、取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害。 ⑦～⑩（省略）
第19条（解約）	第19条（解約）
(1) お客様は、本サービスにかかる契約を、当社所定の手続きによりいつでも解約できるものとします。 (2) 当社は、お客様が当社所定の期間にわたり本サービスのご利用がない場合、本サービスにかかる契約を解約できるものとします。	本サービスはお客様の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約通知は、当社所定の申込書により行うものとします。

新	旧
第10条（未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款）	第10条（未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款）
第10条（未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款）	第10条（未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款）

新	旧
成年者口座の廃止	成年者口座の廃止
(1) 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日	(新設)
第19条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）	第19条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）
(1) 第17条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第17条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日	(新設)
第28条（非課税口座のみなし開設）	第28条（非課税口座のみなし開設）
(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者	(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者

新	旧
口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。	座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
(2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同じにおいて、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなしが、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	(2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同じにおいて、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなしが、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。
第29条（本契約の解除）	第29条（本契約の解除）
次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
① (現行どおり) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号に規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 第19条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があつた場合出国日 ⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日) ⑥ お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その	① (省略) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号に規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 (新設) ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があつた場合出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その

新	旧
年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日	年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日	⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日
⑧ お客様が総合取引約款第15条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき	⑦ お客様が総合取引約款第15条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき